

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（4月末 暫定値）323件 昨年同期比+90件

- 1 主な犯罪
- 空き巣 5件(+4件)
 - 自転車盗 74件(+22件)
 - 車上ねらい 16件(+13件)
 - 部品ねらい 9件(-4件)
 - オートバイ盗 9件(-24件)

特殊詐欺 4件（4月末 暫定値） 被害総額 約57,000,000円
（内訳）

オレオレ詐欺	4件	被害金額	約57,000,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和8年3月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町	1	西中町	1
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	1
永田みなみ台		大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南		通町	
永田北		唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田町	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	
その他		合計	4

急増中



★南警察署からのお知らせ★

警察官を騙る特殊詐欺が増えています。

☆手口☆

- ① 警察官を騙る犯人から「あなたを捜査している。」と言われる。
- ② 犯人からLINEに誘導される。
- ③ 警察手帳や逮捕状の画像がLINEで送られてくる。
- ④ 不安を煽り、お金を振り込むように言われる。

このような電話は詐欺ですので、南警察署にご連絡ください。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《5月》

令和8年4月末現在 概数

自転車はヘルメットをかぶろう



発生件数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	7095	6684	411
横浜市内	2389	2270	119
南区内	126	134	-8

死者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	51	52	-1
横浜市内	10	16	-6
南区内	0	1	-1

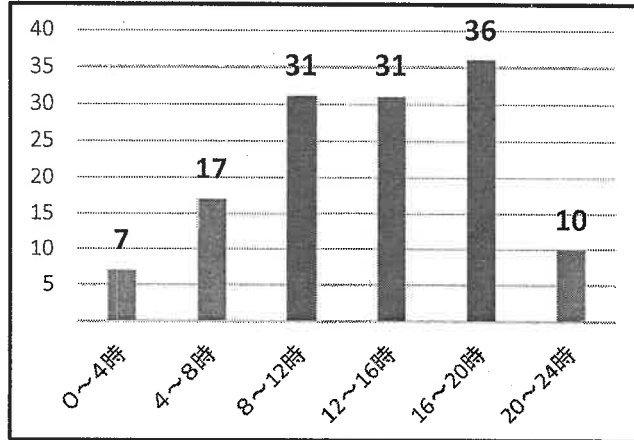
負傷者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	8135	7744	391
横浜市内	2674	2602	72
南区内	137	147	-10

関係事故

	令和8年	構成率%	増減数
二輪車	52	41.3	9
高齢者	39	31.0	5
子供	9	7.1	-1
自転車	27	21.4	2

時間帯別発生状況



町名別発生状況

町名	令和8年	令和7年	増減数	町名	令和8年	令和7年	増減数
万世町	2	2	0	平楽	0	0	0
三春台	1	2	-1	庚台	1	1	0
中島町	2	5	-3	弘明寺町	0	4	-4
中村町	4	3	+1	新川町	1	0	+1
中里	3	6	-3	日枝町	0	1	-1
二葉町	0	0	0	東蒔田町	0	0	0
井土ヶ谷上町	2	1	+1	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	6	2	+4	永楽町	1	2	-1
井土ヶ谷中町	4	2	+2	永田みなみ台	0	0	0
八幡町	0	1	-1	永田北	3	3	0
六ツ川	20	12	+8	永田南	1	0	+1
共進町	3	0	+3	永田台	0	1	-1
別所	7	5	+2	永田山王台	2	0	+2
別所中里台	1	0	+1	永田東	4	2	+2
前里町	5	5	0	浦舟町	4	6	-2
南吉田町	1	2	-1	清水ヶ丘	0	2	-2
南太田	11	8	+3	白妙町	1	3	-2
吉野町	2	6	-4	白金町	4	0	+4
唐沢	0	0	0	真金町	1	5	-4
堀ノ内町	0	4	-4	睦町	3	2	+1
大岡	10	11	-1	花之木町	2	1	+1
大橋町	2	0	+2	蒔田町	2	0	+2
宮元町	4	7	-3	西中町	2	1	+1
宿町	1	3	-2	通町	4	5	-1
山王町	0	2	-2	高根町	2	3	-1
山谷	0	0	0	高砂町	2	2	0

南警察署からのお知らせ

*** 交通死亡事故多発中 * 全国ワースト1**

…神奈川県では交通死亡事故が多発しています。速度を控え、交差点では横断歩行者に注意しましょう。ミラーだけに頼らず、振り返って目視するなど、確実な安全確認をお願いします。また、自転車はヘルメット、二輪車はプロテクターを装着しましょう。

自転車安全利用五則を確認しましょう!

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット!



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～



神奈川県南警察署 交通課

令和8年火災・救急概況

南消防署
1月1日～4月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	16	20	△4	
火災種別	建物	14	17	△3
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	1	2	△1
焼損床面積 (m ²)	306	483	△177	
死者 (人)	1	3	△2	
負傷者 (人)	3	3	0	
主な火災原因	配線器具	3	1	2
	こんろ	3	5	△2
	たばこ	2	2	0
	電気機器	2	1	1
	放火(疑い含む)	1	1	0
救急出場件数	4,678	5,220	△542	
救急種別	急病	3,274	3,796	△522
	一般負傷	915	907	8
	交通事故	138	145	△7
	その他	351	372	△21

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数 (件)	254	302	△48	
焼損床面積 (m ²)	2,636	2,203	433	
死者数 (人)	11 (0)	12 (2)	△1	
負傷者数 (人)	35	45	△10	
救急出場件数 (件)	77,920	82,076	△4,156	
救急種別	急病	53,577	57,675	△4,098
	一般負傷	14,756	14,871	△115
	交通事故	2,740	2,810	△70
	その他	6,847	6,720	127

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年	増△減
行政区別件数	鶴見	21	21	0	5,684	6,047	△363
	神奈川	19	17	2	5,017	5,182	△165
	西	11	7	4	3,318	3,543	△225
	中	19	35	△16	5,732	5,789	△57
	南	16	20	△4	4,678	5,220	△542
	港南	9	11	△2	4,838	5,009	△171
	保土ヶ谷	21	14	7	4,042	4,241	△199
	旭	9	18	△9	5,090	5,299	△209
	磯子	10	17	△7	3,493	3,651	△158
	金沢	17	18	△1	4,040	4,415	△375
	港北	18	27	△9	6,210	6,543	△333
	緑	16	16	0	3,517	3,794	△277
	青葉	10	20	△10	4,926	5,132	△206
	都筑	15	14	1	3,404	3,487	△83
	戸塚	13	21	△8	5,836	5,965	△129
	栄	7	5	2	2,334	2,651	△317
	泉	13	14	△1	3,294	3,360	△66
瀬谷	10	7	3	2,445	2,732	△287	

* 本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	第一分団
太田地区町内連合会	1	
寿東部連合町内会	3	第二分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	1	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	第四分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	第五分団
本大岡地区町内会連合会	0	
大岡地区連合町内会	0	第六分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	1	第一～六分団
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	
合計	16	

消 予 第 184 号
令和 8 年 5 月 12 日

自治会・町内会 長 様

横 浜 市 消 防 局
予 防 課 長 笹 尾 洋 介

初期消火器具取扱訓練会のご案内について

日ごろから、地域の防火防災にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本日は、初期消火器具の取り扱いについて学んでいただく、消防局予防課主催の初期消火器具取扱訓練会の開催について、次のとおりご案内いたします。

初期消火器具設置済みの自治会町内会におかれましては、定期的に訓練を実施する必要がございます。また、未設置の自治会町内会におかれましては、設置をご検討いただく際の参考になる内容となっております。

お忙しい中恐れ入りますが、ご参加についてぜひご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

1 日時

(1) 令和 8 年 6 月 9 日 (火) 13時45分から15時まで (受付開始：13時30分から)

(2) 令和 8 年 6 月 9 日 (火) 15時15分から16時30分まで (受付開始：15時から)

※同一の内容ですので、ご希望の実施回でご参加ください。

※受付開始時間以前の受付については、ご対応できませんので、ご了承ください。

2 場所

横浜市民防災センター (神奈川県沢渡 4-7)

※詳細な場所については、裏面をご覧ください。

3 申込人数

各自治会町内会 2 名まで、どちらかの実施回でのご参加になります。

なお、各回60名までを定員とさせていただきます。

4 実施内容

(1) スタンドパイプ式初期消火器具取扱訓練

(2) 令和 8 年度初期消火器具整備費補助事業概要説明

裏面あり

5 申込方法

電子申請システム（右記の二次元コード）から、必要事項を入力の上、お申込みください。

※電子申請システムでのお申込みが難しい場合は、南消防署総務・予防課（045-253-0119）にご連絡ください。

電子申請システム
二次元コード



6 申込期間

令和8年5月12日（火）から令和8年6月2日（火）まで

7 その他

(1) 参加決定に関するご連絡はいたしません。

参加の調整が必要な場合には、ご連絡をいたしますので、連絡がない場合は、お申込みの時間に直接、横浜市民防災センターにお越しください。

(2) 気象警報の発令等により、急遽中止になる場合については、お申込み時に入力いただいた連絡先あてにご連絡いたします。

(3) 当日は動きやすい服装でご参加ください。

また、駐車場はございませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。

(4) いただいた電話番号及びメールアドレスについては、本訓練会に関するご連絡以外で使用することはございません。



スタンドパイプ式
初期消火器具



スタンドパイプ式初期消火器具
取扱訓練の様子



横浜市民防災センター
横浜駅西口より徒歩 10 分

【担当】

横浜市消防局予防課 永井・岡田

TEL:045-334-6406

FAX:045-334-6610

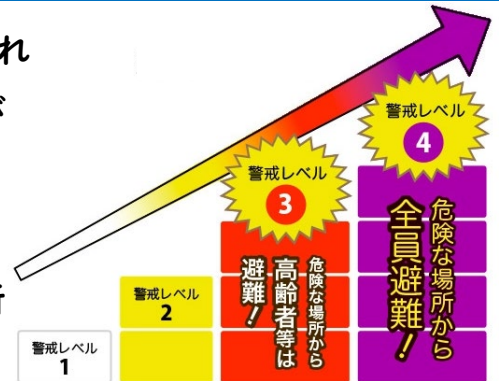
E-mail: sy - yobo@city.yokohama.lg.jp

令和8年5月29日から

風水害時の避難場所が変わります

令和8年5月29日に気象庁が発表する防災気象情報が変更されます。そのため、南区でも、災害に応じた避難場所の追加及び変更をします。

今後、**レベル4危険警報**が発表された後、災害リスクが高まっている地域に避難指示を発令し、状況に応じて下記の避難場所を優先して開設します。



土砂災害

いままで

土砂災害警戒情報
(横浜市南部)

- ・清水ヶ丘地域ケアプラザ
- ・永田地区センター
- ・六ツ川一丁目コミュニティハウス
- ・睦コミュニティハウス

これから

((●)) レベル4
土砂災害危険警報 + 南区の
降雨状況
(横浜市南部)

- ・清水ヶ丘地域ケアプラザ
- ・永田地区センター
- ・六ツ川一丁目コミュニティハウス



内水氾濫 (大雨による下水道管などからの浸水)

いままで

レベル4相当の
気象情報なし

状況に応じて選定し開設

これから

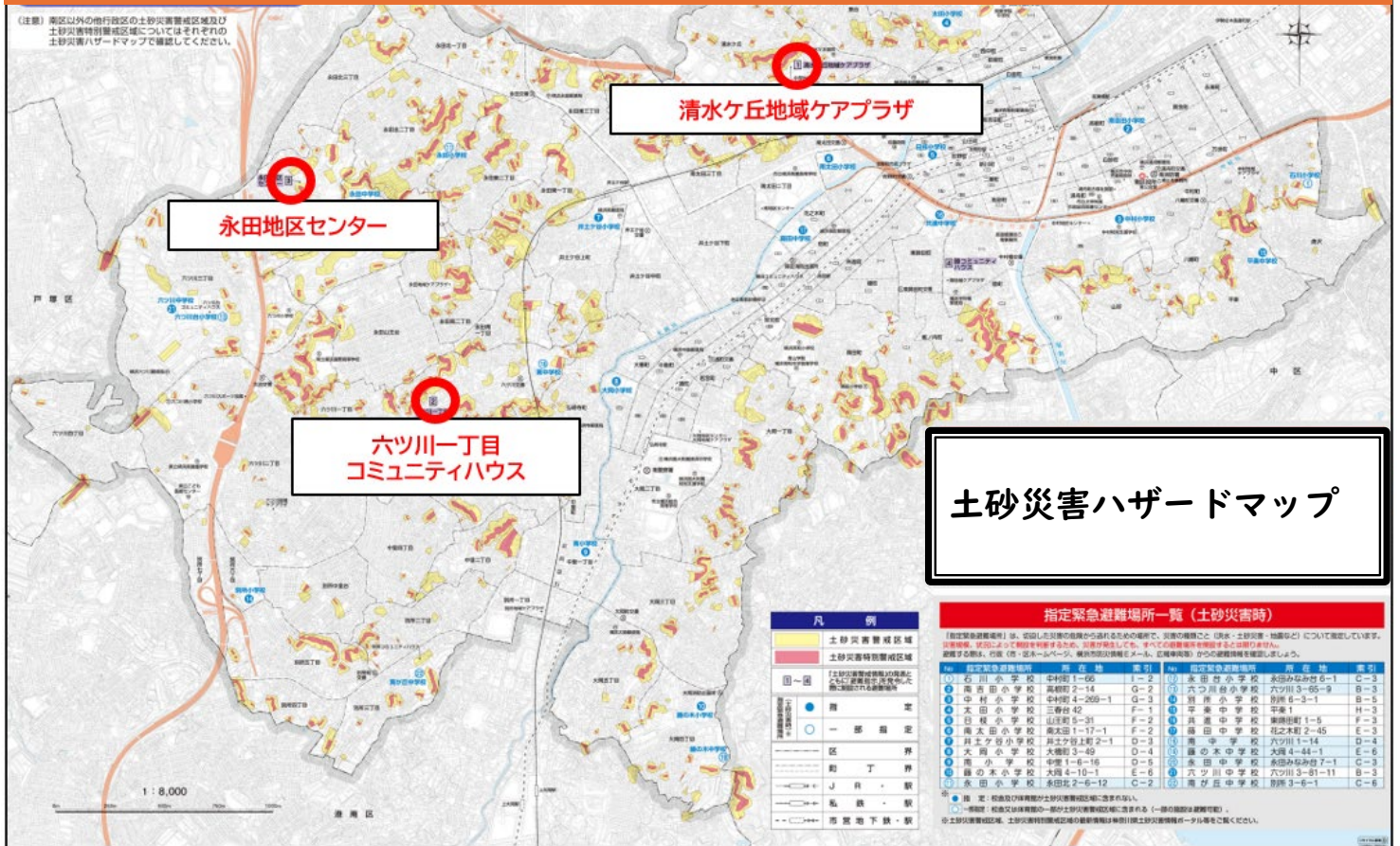
((●)) レベル4
大雨危険警報 + 南区の
降雨状況
(横浜市南部)

- ・井土ヶ谷小学校 (体育館)
- ・大岡地区センター
- ・中村地区センター

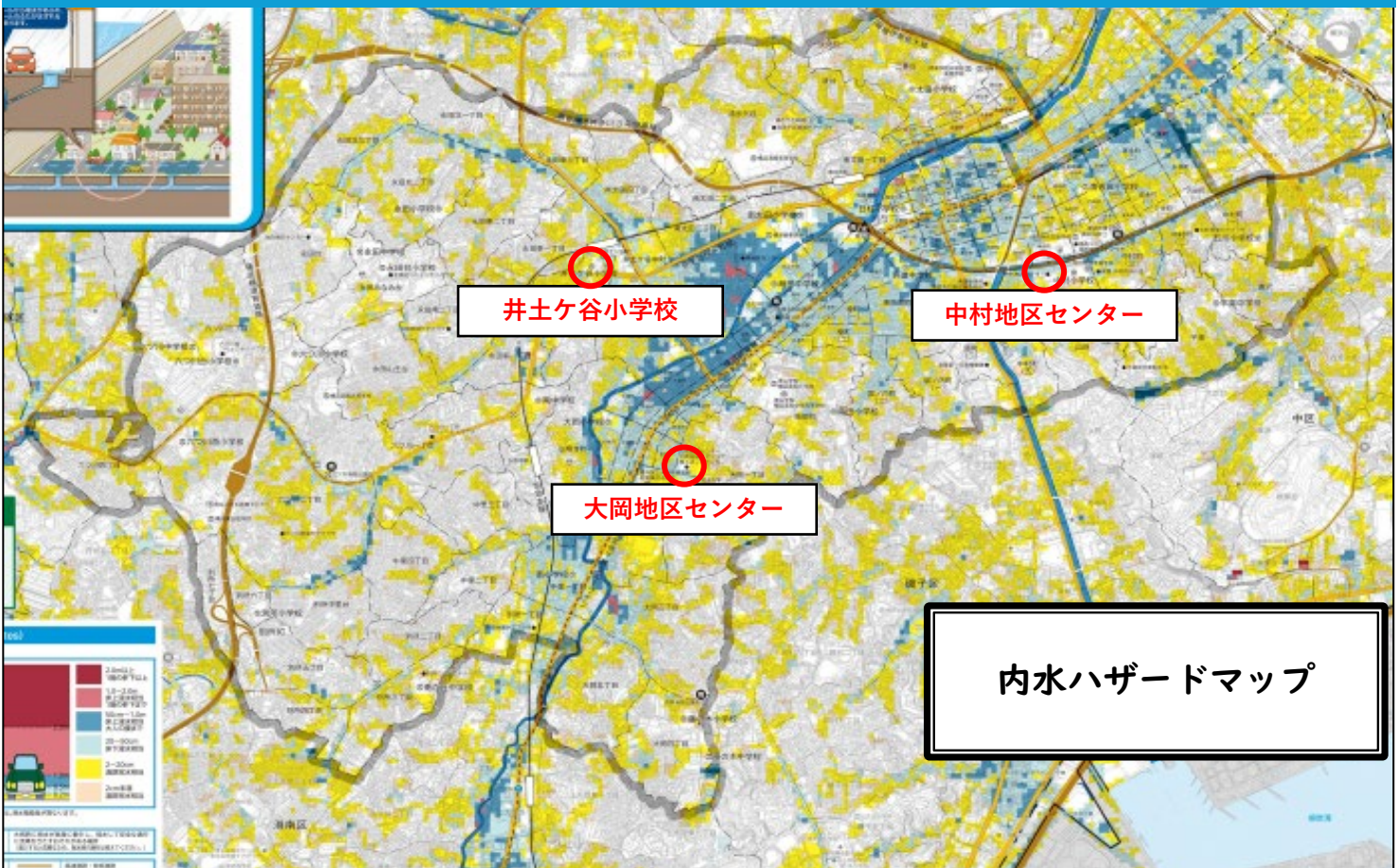
※ 洪水、高潮に対しても優先して開設します。

※ 気象の状況に応じて、この他にコミュニティハウス等を避難場所として追加開設します。

土砂災害の避難場所



内水氾濫の避難場所



※ 警戒区域等の詳細は各ハザードマップをご覧ください。

書類 番号	5
----------	---

区連会 5 月 定例会 資料
令和 8 年 5 月 20 日
南 区 総 務 課

南 総 第 138 号
令和 8 年 5 月 20 日

自治会町内会長 様

南区総務課長

緊急時情報システムを活用した災害情報の提供先の更新について(依頼)

日頃から地域防災活動にご尽力いただきありがとうございます。

近年、大型台風など事前の備えが必要となる事案が多数発生していることを踏まえ、南区役所では、平成 30 年 2 月より電話を活用し自動音声を流す「緊急時情報システム」を使用し、自治会町内会の皆さまに災害情報等を提供しています。

多くの自治会町内会の会長、副会長、防災担当者の方などにご登録いただいておりますが、今年度の出水期前に改めて、新規の登録及び更新をお願いします。

1 登録対象者

自治会町内会ごとに、会長、副会長、防災担当者など最大 4 名までとなります。なお、登録内容が不明な場合は、総務課防災担当まで問い合わせください。

ご登録いただいた電話番号に「050-3187-6700」または「050-3184-4010」から災害情報等の連絡が入ります。事前に携帯電話等にご登録をお願いします。

後日、受伝達訓練を予定しております。詳細は 6 月の区連会でご案内します。

2 提出方法・期限

登録者を別紙 1 の「緊急時情報システム登録用紙」に記載の上、令和 8 年 6 月 16 日(火)までに総務課防災担当までご提出をお願いします。

登録内容に変更がない場合は、登録用紙の提出は不要です。

【提出方法】

- ① 電子申請…右記の二次元コードから回答
- ② FAX…241-1151
- ③ 電子メール…mn-bousai@city.yokohama.lg.jp
- ④ 窓口…南区役所 6 階 66 番窓口
- ⑤ 郵送…〒232-0024 南区浦舟町 2-33 南区役所総務課防災担当行

申請はこちら



3 別添資料

- ・令和 8 年度緊急時情報システム登録用紙 (別紙 1)

問い合わせ先
南区役所総務課 防災担当
TEL : 341-1225 FAX : 241-1151
Email : mn-bousai@city.yokohama.lg.jp

「令和8年度緊急時情報システム登録用紙」

【提出方法】

- ① 電子申請…右記の二次元コードから回答
- ② FAX…241-1151
- ③ 電子メール…mn-bousai@city.yokohama.lg.jp
- ④ 窓口…南区役所6階66番窓口
- ⑤ 郵送…〒232-0024 南区浦舟町2-33 南区役所総務課防災担当行

申請はこちら



上記①から⑤のうちいずれかで、南区役所総務課防災担当宛に令和8年6

月16日(火)までにご提出ください。

なお、前年度から登録者の変更がない場合は、自動更新しますので、本用紙の提出は不要です。

【緊急時情報システム登録希望者】

役職 氏名 電話番号

役職 氏名 電話番号

役職 氏名 電話番号

役職 氏名 電話番号

記入者

自治会町内会名

※提出いただいた個人情報は緊急時情報システム運用のみに使用するものとし、第三者に提供することはありません

南 総 第 151 号
令和 8 年 5 月 20 日

自治会町内会長 様

南区総務課長

令和8年度 南区の防災補助制度について

日頃から、本市の危機管理対策事業に種々のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
南区では、今年度も防災に関する各種補助制度の申請受付を開始しますので、内容についてお知らせします。

1 補助制度について

		受付期間	対象者	補助率
1	感震ブレーカー 器具代金補助	令和8年6月1日(月)～ 令和9年1月31日(日)	全世帯	【重点対策地域】全額補助 【対策地域】9/10 補助 【その他地域】1/2 補助
2	家具転倒防止器具 代金補助		全世帯 ※高齢者等世帯 から全世帯へ拡充	【重点対策地域】全額補助 【対策地域】9/10 補助 【その他地域】2/3 補助
3	ガラス飛散防止 フィルム設置補助	令和8年6月1日(月)～ 令和8年11月30日(月)	高齢者等世帯	【全地域】2/3 補助 ※補助上限 23,400 円

※詳細は資料1～3の各事業案内チラシをご覧ください。

2 感震ブレーカー相談会について（※事前申込不要）

感震ブレーカーにまつわる疑問や機種選定などの相談会を実施します。

- (1) 日時：7月24日（金）9時30分～12時
（順次のご案内になりますので、上記の時間内に会場までお越しください）
- (2) 場所：南区役所1階 多目的ホール

3 自治会町内会向け防災補助制度出張説明会について

補助制度説明や機種選定及び申請手続きを支援します。防災講話を組み合わせる行うこともできますので、お気軽に総務課防災担当までご連絡ください。

4 別添資料

- 感震ブレーカー等設置推進事業チラシ (資料1)
家具転倒防止対策助成事業チラシ (資料2)
ガラスフィルム設置補助事業チラシ (資料3)

担当：南区役所総務課防災担当 清家、佐々木 TEL：341-1225 FAX：241-1151 Email：mn-bousai@city.yokohama.lg.jp
--

↓ 折り線 ①

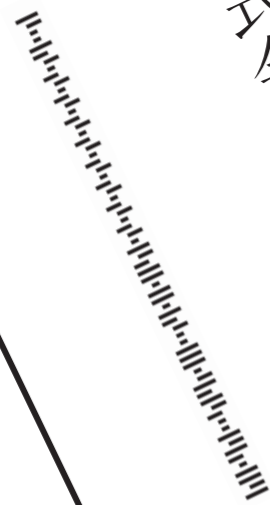
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者

株式会社アストガイシット 行



必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線 ③

ラースアローナビル6F

→ 折り線 ④

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

停電から復旧時の火災

大きな揺れを感じて自動OFF 火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！
重点対策地域は全額補助！それ以外の地域は一部補助します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認！

Step 2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



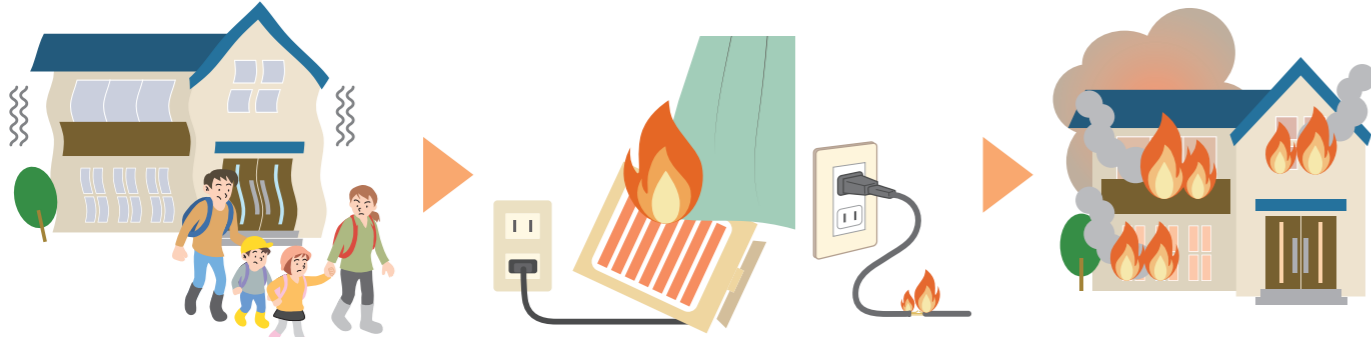
申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



⚠ 地震発生 停電・避難

⚠ 電気の復旧 出火

⚠ 火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

南区対策地域には追加補助があります

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

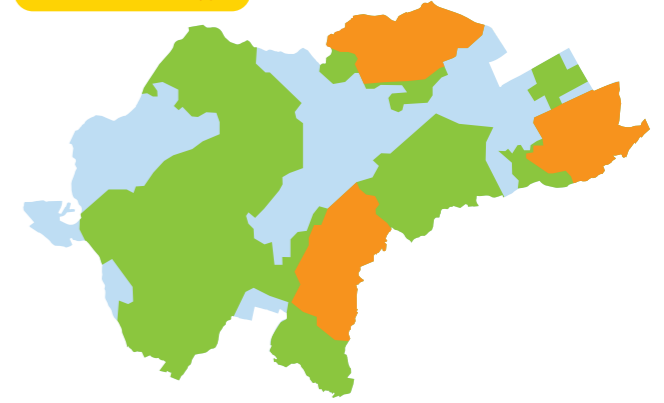
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）

対象地域



オレンジ色 全額補助 重点対策地域
緑色 一部補助 対策地域
水色 一部補助 左記以外の地域

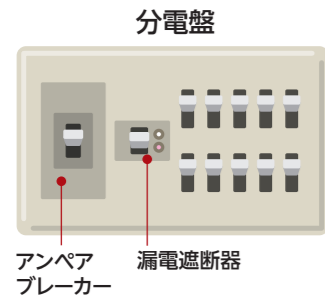
重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

重点対策地域 対策地域

大岡一丁目	井土ヶ谷上町	永田山王台
大岡二丁目	浦舟町1丁目	永田東一丁目
大岡三丁目	永楽町1丁目	永田東二丁目
庚台	榎町1丁目	永田南一丁目
唐沢	榎町2丁目	永田南二丁目
山谷	大岡四丁目	東蒔田町
清水ヶ丘	大岡五丁目	別所二丁目
中村町1丁目	共進町1丁目	別所三丁目
中村町2丁目	共進町2丁目	別所四丁目
中村町3丁目	共進町3丁目	別所五丁目
西中町4丁目	白妙町1丁目	別所中里台
八幡町	白妙町2丁目	堀ノ内町1丁目
伏見町	高根町1丁目	堀ノ内町2丁目
平楽	通町4丁目	蒔田町
南太田一丁目	中里一丁目	真金町1丁目
三春台	中里二丁目	真金町2丁目
若宮町1丁目	中里三丁目	宮元町3丁目
若宮町2丁目	中里四丁目	六ツ川一丁目
若宮町3丁目	永田北一丁目	六ツ川二丁目
若宮町4丁目	永田北二丁目	睦町1丁目
	永田北三丁目	睦町2丁目

Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ること、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断
写真					
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行き 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行き 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL: 03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL: 047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL: 047-334-0181
重点対策地域	無償	無償	無償	無償	無償
対策地域	申請者負担額 400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,600円 (送料・税込)	申請者負担額 400円 (送料・税込)	申請者負担額 1,600円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
その他の地域	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)	申請者負担額 4,400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,000円 (送料・税込)	申請者負担額 3,500円 (送料・税込)	申請者負担額 5,800円 (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。
遮断までの時間	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	揺れを感知した直後
注意点	・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。	・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可	・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する ・アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能	・延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号からお電話をさせていただきます。



取付け訪問

(自己負担額は代引き)
※取付け時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 南区 <small>建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。</small>		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	
		メールアドレス <small>※お持ちの方のみ</small>	
希望する感震ブレーカー(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ		<input type="checkbox"/> zen 断+ (プラス)	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット		<input type="checkbox"/> coco 断	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ			
取付け代行の希望 (coco 断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない (配送) <input type="checkbox"/> 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている	
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている		<input type="checkbox"/> 中学生以下	
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 			

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

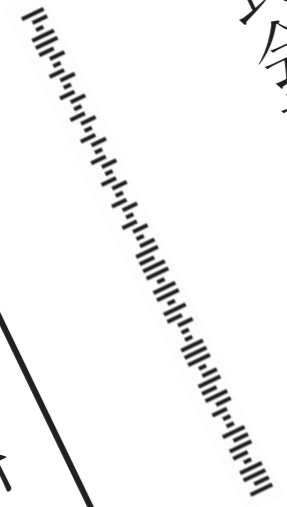
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
株式会社アストガイシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者

料金受取人払郵便
豊島局 認
承 6997
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)



→ 折り線 ④

〒	様
住所	
申請者	氏名

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

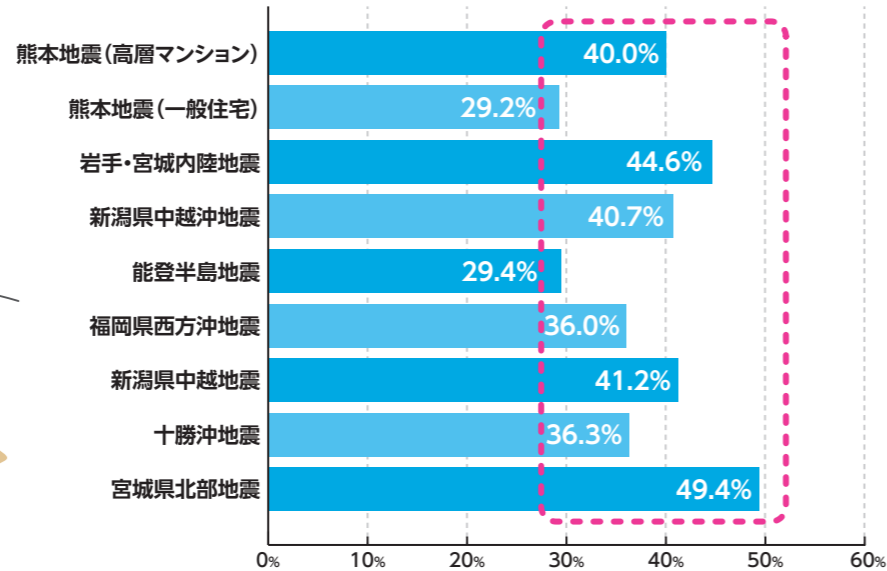
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

一部補助

南区は追加補助があります

重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行

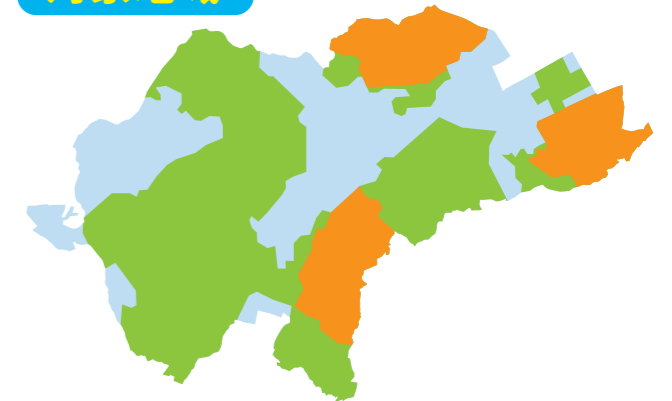
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件**
- 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 300件 (先着順)

対象地域



オレンジ色 全額補助 重点対策地域
 緑色 一部補助 対策地域
 水色 一部補助 左記以外の地域

重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

重点対策地域	対策地域
大岡一丁目	井土ヶ谷上町 永田山王台
大岡二丁目	浦舟町1丁目 永田東一丁目
大岡三丁目	永楽町1丁目 永田東二丁目
庚台	榎町1丁目 永田南一丁目
唐沢	榎町2丁目 永田南二丁目
山谷	大岡四丁目 東蒔田町
清水ヶ丘	大岡五丁目 別所二丁目
中村町1丁目	共進町1丁目 別所三丁目
中村町2丁目	共進町2丁目 別所四丁目
中村町3丁目	共進町3丁目 別所五丁目
西中町4丁目	白妙町1丁目 別所中里台
八幡町	白妙町2丁目 堀ノ内町1丁目
伏見町	高根町1丁目 堀ノ内町2丁目
平楽	通町4丁目 蒔田町
南太田一丁目	中里一丁目 真金町1丁目
三春台	中里二丁目 真金町2丁目
若宮町1丁目	中里三丁目 宮元町3丁目
若宮町2丁目	中里四丁目 六ツ川一丁目
若宮町3丁目	永田北一丁目 六ツ川二丁目
若宮町4丁目	永田北二丁目 睦町1丁目
	永田北三丁目 睦町2丁目

Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。
申請できる器具は1組までです。

Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額	無償
対策地域の申請者負担額	小: 300円 (送料・税込) 中: 350円 (送料・税込) 大: 400円 (送料・税込)
その他の地域の申請者負担額	小: 1,000円 (送料・税込) 中: 1,100円 (送料・税込) 大: 1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



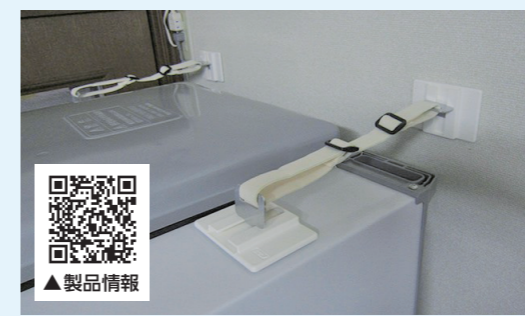
寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額	無償
対策地域の申請者負担額	200円 (送料・税込)
その他の地域の申請者負担額	800円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm
目安安全重量/150kg 以下

ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額	無償	対策地域の申請者負担額	400円 (送料・税込)	その他の地域の申請者負担額	1,000円 (送料・税込)
---------------	----	-------------	--------------	---------------	----------------

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額	無償	対策地域の申請者負担額	400円 (送料・税込)	その他の地域の申請者負担額	1,100円 (送料・税込)
---------------	----	-------------	--------------	---------------	----------------

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm
耐荷重 150kg

L字金具

耐震ダブルアングルスチール製
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額	無償	対策地域の申請者負担額	300円 (送料・税込)	その他の地域の申請者負担額	1,000円 (送料・税込)
---------------	----	-------------	--------------	---------------	----------------

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm
耐荷重/4枚あたり 60kg

粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額	無償	対策地域の申請者負担額	200円 (送料・税込)	その他の地域の申請者負担額	800円 (送料・税込)
---------------	----	-------------	--------------	---------------	--------------

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>

Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。

通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
 - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
 - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
 - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
 - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
 - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。 横浜市 南区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小)		<input type="checkbox"/> ベルト式	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中)		<input type="checkbox"/> 貼付式	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大)		<input type="checkbox"/> L字金具	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム	
取付代行の希望 <input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。 ・ ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。 			

切り取り線

申請期間：令和 8 年 6 月 1 日～11 月 30 日

大地震に備えて！

ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します！

南区マスコットキャラクター
みなっち

南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、**迅速な避難行動**につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している**家族全員**が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯（先着 20 世帯）

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みが出来ません。

◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

◆補助内容

○フィルムの設置費用（単価 7,000 円/㎡（フィルム代込））に対し、設置面積 **5 ㎡**分まで補助します。

○補助率は**設置費用の 2/3（補助上限 23,400 円）**です。

【基準表】

設置費用	35,000 円（5 ㎡）
補助率	2/3
補助金額	23,400 円
自己負担額	11,600 円

◆例：設置面積 7 ㎡の場合は、**5 ㎡が補助対象**です。

→49,000 円（設置費用）－23,400 円（補助金額（上限））＝**25,600 円（自己負担額）**

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。

※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当までお問い合わせいただくか、ホームページからダウンロードしてお使いください。

・ホームページはこちらから

○「横浜市南区 ガラス飛散防止フィルム」で検索

○2次元コード



添付書類（例）

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお気軽にお問い合わせください。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当(6階66番窓口)

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！



家の安全対策

- 家の耐震性に問題はない
- 家具の転倒防止対策をしている
- ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



家族で話し合う

- 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- 近くの避難場所(家族の集合場所)を確認している
- ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



隣近所で助け合う関係を

- 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



備蓄品の点検

(備蓄する量の目安は最低3日分)

- 飲料水 (1人3日分で9L)
- 食料(インスタント食品、缶詰など)
- トイレバック (1人3日分で15個)

南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業申請書

横浜市南区長

(申請者)

〒 -

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

連 絡 先 _____

※ 日中連絡がとりやすい携帯電話等の連絡先を記入してください。

南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業を利用したいので、裏面記載の事項について、承諾のうえ、申請します。

同居している世帯員の方全員のお名前を記載してください。【申請者の方の氏名は不要です。】

世帯員の氏名	年齢	該当する要件 (該当番号に○を)						
		※複数該当する場合は全て記入						
申請者		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7
		1	2	3	4	5	6	7

- 1 65歳以上の高齢の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 3 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 5 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けている方
- 6 障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- 7 中学生以下の方

1～7に応じて、確認できる添付書類が必要です。
(裏面参照)

【申請に必要な添付書類】

	補助対象者	提出書類(写し)
1	65歳以上の方	年齢を確認できる書類 (健康保険証、運転免許証等)
2	身体障害者手帳の交付を受けている方	手帳等の書類
3	愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方	手帳等の書類
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳等の書類
5	介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方	被保険者証等の書類
6	障害者総合支援法の 障害福祉サービスの支給決定を受けている方	受給者等の書類
7	中学生以下の方	年齢を確認できる書類 (住民票の写し、学生証等)

【申請にあたっての承諾事項】

- フィルムを設置したガラスが、万一、地震等により割れて飛散した場合に、人身又は家屋並びに家財に被害又は損害が発生しても、南区及び取付者はその責任を負わないこと。
- フィルム設置作業時等に、ガラス等に破損及びき損等の損害が発生したときは、故意又は重過失を除き南区及び取付者は責任を負わないこと。
- フィルム設置後のフィルムの取り外しは、申請者の責任で実施すること。
- 借家の場合、家主の承諾を得たうえで申込すること。
- フィルム設置作業実施のため、南区長と協力して事業を実施する『日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長』に申請者の氏名・住所・電話番号を設置作業実施に必要な情報として提供すること。
- 事業の適用決定後、補助金交付申請及び受領にかかわる事項について、委任状により『日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長』を代理人とすること。
- 委任状により日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部長に委任した事項を同支部長が同支部に加盟する事業者を復代理人として選任すること。
- 同居されている方が補助対象に該当していない場合は、補助の対象とならないこと。
- ご本人が用意したフィルムの購入代金及び設置手数料の補助はできないこと。
- フィルムの設置によって完全に安全が保障されるわけではないこと。
- 『フィルム設置費用』の自己負担額はフィルム設置完了後、設置工事施工者に支払うこと。
- フィルムを設置する場所は、居間や寝室等の窓です。食器棚等の窓に設置できないこと。
- フィルムを設置するための事前調査等の結果やガラスの形状や設置場所の様態等によっては、希望とは異なる場所等に設置をお願いすることがあること。
- 過去にこの事業の補助を受けた方は、補助を受けることができないこと。
- 南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業実施要綱を理解していること。

南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業にかかる委任状

私は、南区ガラス飛散防止フィルム設置補助事業実施要綱で定める補助事業適用者の決定を受けた時は、下記の者を代理人として定め、補助金の申請及び受領等の一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

【代理人】

所在地 神奈川県川崎市高津区東野川2-29-11

名称 日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部

代表者職氏名 支部長 持田 廉能

【委任者】

住所 _____

氏名 _____ (印)

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

(2) 実施期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の
“これだけは
知ってほしい”
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」
で学ぶWEB研修です。

対 象

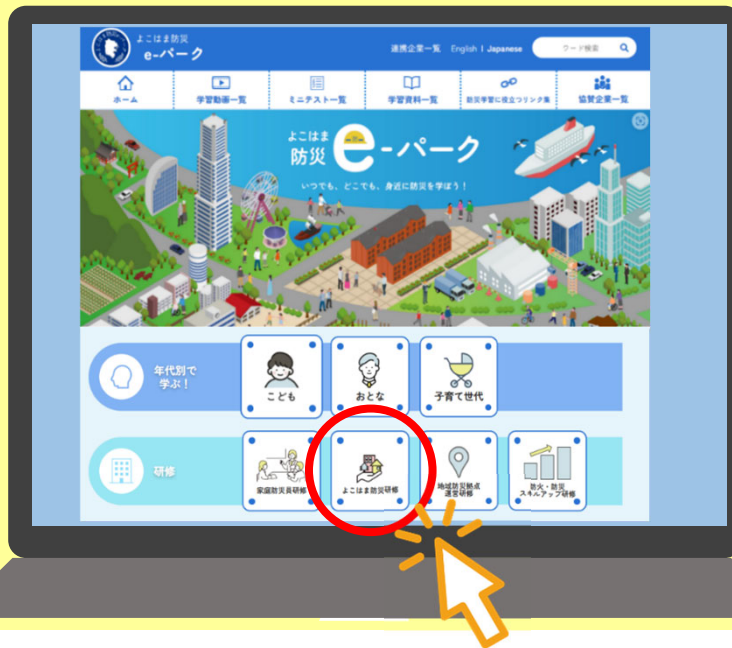
どなたでも！

場 所

いつでもどこでも
オンライン！

内 容

必要な備えなど
防災の基礎を
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



スマホ版も！

動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の
防災力向上に
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に
カスタマイズした
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
ハマらび

参加無料

あなたの地域に
防災アドバイザー
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対 象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場 所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内 容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●**地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)**

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●**風水害への備え(目安時間30分~60分)**

マイ・タイムラインを作成してみましょう！
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●**地震への備え(目安時間30分~60分)**

「感震ブレーカー」設置していますか？
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●**グループワーク(目安時間60分)**

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

99%の実績！

*昨年度受講者アンケートより

それぞれ
「戸建て編」
「マンション編」
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス
(二次元コード)から
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年**12/25**(金)
※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

横浜市防災研修等一覧

研修等の名称	対象	研修の目的	研修内容	申し込み	実施日
よこはま 防災研修 (基礎編) 【市・地域防災課】 ☎671-3456	市民全般(誰でも受講可能)	○地域の防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災力を高めることを目的としています。 ○研修は段階的に構成されており基礎から実践まで学べるようになっています。	○オンラインで自助・共助の基礎を学ぶ ○修了証あり(利用登録が必要)	なし	通年 (オンラインで24時間)
よこはま 防災研修 (支援編) 【市・地域防災課】 ☎671-3456	自治会・町内会、マンション管理組合等		○防災アドバイザー派遣 ○地域特性に応じた支援	○期間: 令和8年6月1日 ～12月25日 ○方法: 電子申請	申込期間内に実施
家庭防災員 【南消防署】 ☎253-0119	○研修受講対象者 満15歳以上の南区民で、次のいずれかの方々 ・自治会町内会から推薦を受けた方 ・個人により研修を希望される方 ・既に家庭防災員の方	○家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けるとともに、共助の重要性についても理解を深め、地域における防災活動の担い手として活躍していただくことを目的としています。	○防火・地震・風水害研修 ○救急研修 ○災害図上訓練(DIG) ○スキルアップ研修	○期間: 令和8年2月20日 ～5月29日 ○方法: ① 自治会・町内会長から推薦 ② 個人申込み ・横浜市電子申請システムからの登録 ・所定用紙をダウンロードしメール・FAX・郵送で提出 ・消防署・出張所で用紙を受け取り、記入後に職員へ提出	○防火・地震・風水害研修: 令和8年7月31日(金) 8月1日(土) @横浜市民防災センター ○救急研修・災害図上訓練(DIG)・スキルアップ研修: 令和8年10月～令和9年2月予定
防災ライセンス 【市・地域防災課】 ☎671-3456	○資機材取扱リーダー ・原則中学生以上の横浜市民	○地域防災拠点に備蓄された資機材(炊き出し器具、仮設トイレ発電機など)の適切な取扱技術を市民に習得させることを目的としています。 ○災害時の応急活動や平常時の防災訓練でリーダーとして活躍できる人材を育成	○座学講義(資機材の種類・使用方法) ○実地講習(実際の資機材操作) ○生活資機材中心(救助資機材は対象外) ※生活資機材・・・ 発電機・投光器、災害用地下給水タンク、ハマッコトイレ、炊き出し用資機材など	○今後募集予定	○今年度の募集要項内で案内予定
	○資機材取扱指導員 ・18歳以上の横浜市民 ・「生活資機材取扱リーダー」のライセンス証を取得済みであること	○地域防災拠点の訓練等で資機材の取扱い方法の指導を行う資機材取扱指導員の育成を目的としています。	○資機材取扱指導員講習会を2日間受講(座学・実地) ○地域防災課主催の講習会や地域防災拠点訓練に指導員の補助として参加(目安:3回)	○今年度の募集は終了	○座学+実地: 令和8年6月7日(日) @横浜市民防災センター ○実地: 令和8年6月21日(日) @横浜市立十日市場中学校
防センアカデミー 【市・地域防災課】 ☎671-3456	横浜市に在住・在勤・在学の方 (年齢制限なし)	防災に対する関心を高め、楽しみながら学べる機会を提供することで自助・共助の意識を育むことを目的としています。	○災害時のトイレ体験 ○防災グッズ工作教室	横浜市電子申請・届出システムによる事前申込制	○令和7年8月16日(土) @横浜市民防災センター ○令和7年11月1日(土) @横浜市民防災センター
【令和7年度実績】					

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この**「紫色の円」の場所を中心に現地の状況をご確認**いただき、設置場所としてご検討願います。

【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの**「紫色の円」以外の場所**についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：令和8年7月14日（火）まで

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



— 青い線：単位町内会の区域です。

● 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。

● 紫色の円：住宅地内で「周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。

（令和6年9月時点のデータをもとに表示）

市民局地域防犯支援課

石橋、小川

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和9年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 チラシについて

チラシ1 「令和8年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」

チラシ2 「令和9年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和8年4月1日（水）～10月30日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ ¹	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池		200 万円 ※ ²

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※¹ 電球形LEDランプのみの交換も対象

※² 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り
(補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 大内（康）、戸田

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

令和 8 年度も

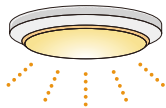
自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率
2/3

対象
製品

LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、
今後品薄となることが予想されます。
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

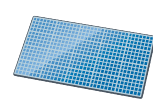
トップランナー基準達成製品

対象
製品

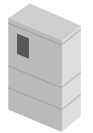
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

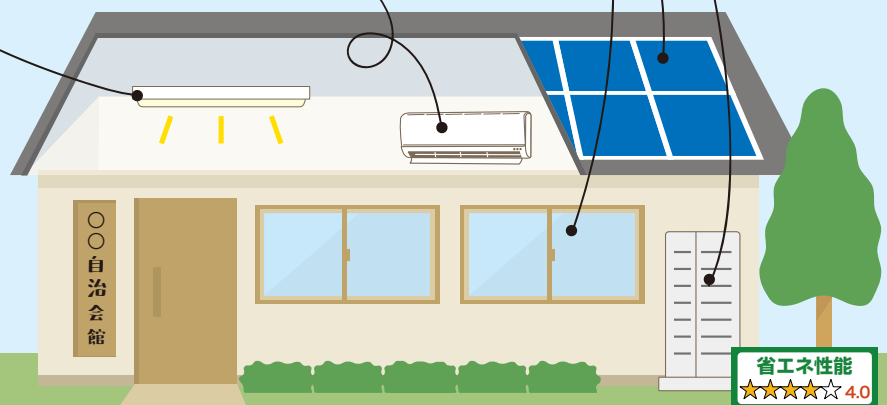
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆ 4.0



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

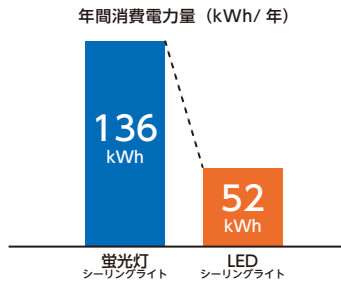
令和 8 年 12 月 25 日 までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

導入効果

LED 照明器具

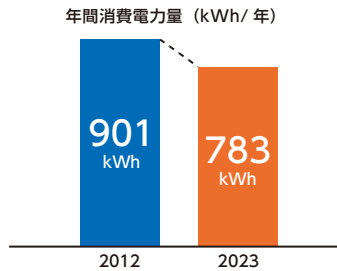
年間 CO₂排出量 1台あたり
約**38kg 削減!**
年間電気代
約**2,600円おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約**53kg 削減!**
年間電気代
約**3,700円おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

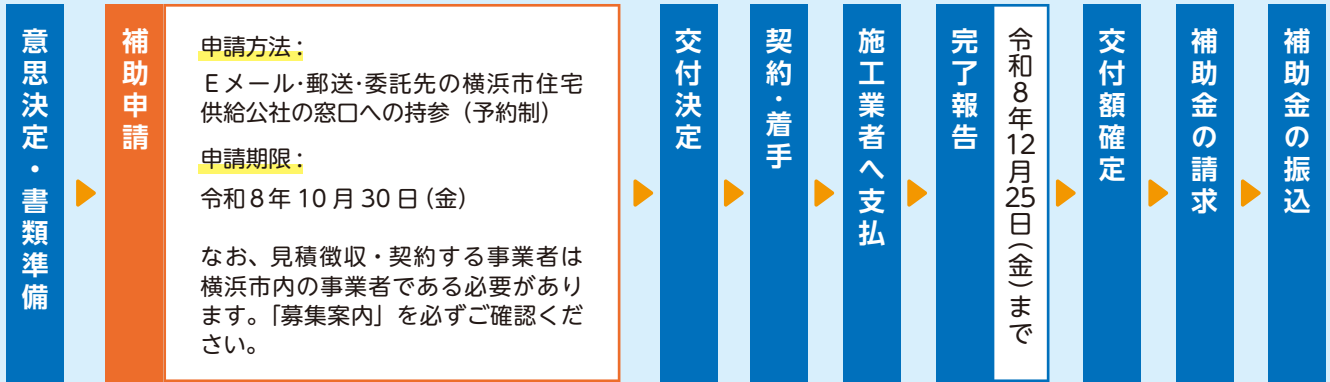
冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約**340kg 削減!**
年間電気代
約**23,600円おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

終了 します

LED照明への切り替えは

圧倒的な省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に **$\frac{2}{3}$ 補助** があります

補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

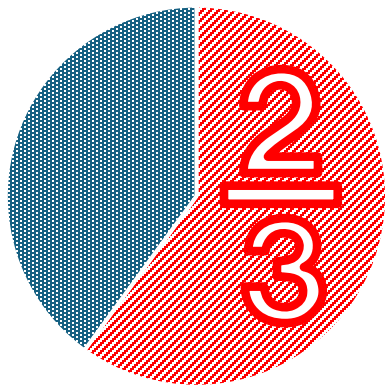
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740

Eメール：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp



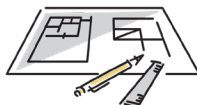


30万円なら20万円補助！

補助金

申請までの3ステップ

1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

3 申請準備



申請に必要な書類等の作成

詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740

区連会 5 月定例会説明資料
令和 8 年 5 月 20 日
資源循環局事業系廃棄物対策課

YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について（依頼）

1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」チラシを作成しましたので、周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単体会長】単体会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

4 資料（別紙）

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ【参考 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/event.html>



事業系廃棄物対策課
担当 寺谷・貫洞
電話：671-4090 FAX：663-0125
Mail：sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する
自治会・町内会
イベント主催者
の皆様へ

イベント
ごみ資源化
チャレンジ
事例

大規模イベント後の
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスタ」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

ぜひ取り入れたい
こんな取組や
あんな工夫！

飲食イベントでの
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消マルシェ「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラカップ洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラカップを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

YOKOHAMA
イベント
ごみ資源化
チャレンジ

効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼が向上**します！

イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

外出先でも
プラ分別！



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷



処理業者をさがしたいときは

横浜市
一般廃棄物
処理業者

横浜市
産業廃棄物
処理業者

神奈川県
産業廃棄物
処理業者



お問い合わせ先

各区の
資源循環局事務所



横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課
TEL 045-671-3818
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

2026年3月発行



下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市
事業系のごみと
資源物の分け方



step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する
プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する
簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する
チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください
産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所にお問い合わせください
イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる
来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する
来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる
ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする
色 文字・絵 高さ

色	文字・絵	高さ
燃やすごみ 赤	文字や絵を大きく表示する	品目表示位置は、来場者の“目線”の高さを意識する
プラスチック 青	来場者を考慮し、多言語併記やふりがなも検討する	来場者が多く混雑が想定される場合、“目線よりも上”にも表示があると良い
ペットボトル 緑		
缶 紫		
びん 茶		
紙 オレンジ		

【横浜市推奨カラー】

最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率
ほぼ100%

無人

分別率
66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次回のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



区連会 5月定例会資料
令和8年5月20日
南区 区政推進課

I 基本目標

令和8年度は、「市民の実感」を最上位目標としてまとめた、「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。
市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら、地域の皆さまとともに“つながり”や“あったかさ”を実感できる取組を推進することにより、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

地域の皆さまとともにつくる「あったかい南区」

誰もが“つながり”や“あったかさ”を感じられ、
ずっと住み続けたいと思える南区をめざし、
4つの重点施策に取り組みます。

にぎわいにあふれ、
あったかさを感じられる
まちづくり



子育てしやすく、
誰もが住み続けたいまちづくり



南区マスコットキャラクター
みなっち

安全で安心して暮らせる
持続可能なまちづくり



地域の皆さまとともに歩む
区づくり



新中期

共に目指す都市像
OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA
明日をひらく都市

戦略

市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

総合的な取組 14の政策群(抜粋)

毎日の
安心・安全

防災・減災

こども・子育て

高齢・長寿

障害児・者

暮らし・
コミュニティ

にぎわい・
スポーツ・文化

産業

環境との共生

令和8年度 南区 運営方針

II 目標達成に向けた施策

にぎわいにあふれ、あたたかさを感じられるまちづくり

自治会町内会をはじめとした地域の皆さまと連携しながら、地域のにぎわいやつながりをさらに深めることで、地域経済の活性化を図ります。

また、下町情緒を感じさせる商店街、歴史ある寺社や文化財、区民に親しまれるまつりなど、南区らしさを感じられる魅力を広く区内外に発信します。

子育てしやすく、誰もが住み続けたいまちづくり

南区を子育てしやすいまちにしていくため、相談体制やこどもの居場所づくりなど、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実させるとともに、こどもの意見を取り入れながら、地域ぐるみで次世代の健やかな成長を支えます。

また、ライフステージに合わせた区民の健康づくりや介護予防、障害者支援など様々な取組を進めるとともに、平常時からの見守り等地域の支えあいを支援し、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指します。

安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくり

自らの身を守る自助力や地域の防災力を高めるための啓発及び支援を実施するとともに、地域防災拠点や関係者・関係団体との連携等による災害への備えの強化や、交通安全や防犯対策にも地域と協働で取り組みます。

また、グリーン社会の実現に向け、横浜グリーンエキスポへの来場につながる期待感・高揚感を醸成する取組や、一人ひとりの行動変容を促すPRを進めます。

地域の皆さまとともに歩む区づくり

地域活動に携わる人材の発掘・育成及び自治会町内会の支援に取り組むとともに、外国籍等住民との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。

また、各種広報媒体を通じて区の様々な情報の発信を積極的に行うとともに、区民の皆さまからのご意見を大切にしながら各種施策を進めていきます。

III 目標達成に向けた組織運営

- ・ 全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所との信頼関係を築きながら、区役所のチーム力を生かして目標達成に向けて取り組みます。
- ・ 職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力向上に努め、これを組織として支援するとともに、DX・データ活用の推進により正確かつ効率的に業務を進めます。
- ・ 「市民目線」と「スピード感」を重視し、日常的に自由に意見が言え、新しいことに積極的にチャレンジできるなど職員の意欲を生かせる組織風土を作ります。
- ・ 自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携し、地域の皆さまとともに事業を進めることで、「共感と信頼」、「横のつながり」を育み、暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。

横浜グリーンエキスポ

横浜グリーンエキスポの開幕を控え、鉄道のラッピングやトウクトウクのモニュメントの設置、節目でのイベントの開催など、横浜市をあげて、さまざまな機会を発信しています。

南区でも、公園や歩道橋などへの横断幕の掲出や、区庁舎内のフォトブースの設置、みなみ桜まつりでのクイズラリーの開催などを通じて、間近に迫った横浜グリーンエキスポを随所でご紹介してきました。

今年度も、いろいろな場面で地域の皆さまとの接点を設け、南区からも盛り上げていきます。

▼区内歩道橋への横断幕の掲出



▼区庁舎内フォトスポット



地域の防災×中学生

地域における防災意識・減災力の向上は最重要課題です。

南区では、災害時の担い手として期待されている中学生への防災啓発に取り組んでおり、令和8年度は、7年度に引き続き区内中学校において防災講座や訓練を実施します。

横浜市においては、これまで行ってきた中学生向け防災教育プログラムを拡充し、「次世代の地域防災を支える人材育成プログラム」に取り組みます。これは、令和7年度に、市長が地域で活動する団体の皆様と直接意見交換を行う「市長と語ろう！」を実施し南区の地域防災拠点運営委員会や、拠点となる中学校での防災キャンプ実行委員会、中学生の皆さまとの意見交換の中から生まれた事業です。

これからも区民の皆さまとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

▼中学生向け防災講座



にぎわいにあふれ、あったかさを感ぜられるまちづくり

- 魅力発信・にぎわいづくり事業** ⇒区内外に南区ファンを増やし、関係人口の増加や定住促進を図り、にぎわいを生み出し、まちの活力の維持につなげていきます。
新中期 政策群10 にぎわい・スポーツ・文化
 ・みなみやげやおすすメシ等、南区の魅力の発信/ポータルサイトのコンテンツ機能の拡充による区内回遊の促進
- みなみ桜まつり事業** ⇒まつり開催を通して、区民相互の交流・地域のふれあいやにぎわいを促進し、愛着が湧く地域づくり及び区づくりを推進します。
新中期 政策群10 にぎわい・スポーツ・文化
 ・大岡川プロムナードの桜のライトアップの実施/蒔田公園でのイベントの実施
- みなみ商店街等活性化事業** ⇒地域のふれあいやにぎわいを創出する魅力ある商店街づくりを支援し、地域及び商店街の活性化を図ります。
新中期 政策群11 産業
 ・商店街活性化イベント補助事業の拡充によるにぎわいの創出
- 区民文化・スポーツ支援事業** ⇒区民が主体的に行う文化活動や活動団体を支援するとともに、幅広い世代が本に触れる機会を提供します。また「する・観る・支える」スポーツの楽しさや魅力を体験し、体を動かすきっかけの仕組みづくりを進めます。
新中期 政策群10 にぎわい・スポーツ・文化
 ・「あったかみなみ」活動支援補助金の交付による活動団体の支援/スポーツイベントをめぐるスタンプラリーや講演会の実施

子育てしやすく、誰もが住み続けたいまちづくり

- すこやか子育て支援事業** ⇒子育て力の増進と相談体制の充実を図り、地域ぐるみでの子育てを応援し養育者支援を強化します。
新中期 政策群4 こども・子育て
 ・「親と子のつどいの広場」での「みなみ子育てプレデビュー」の開催/区役所キッズスペース設備見直しによる安心して過ごせる環境の提供
- 保育施設交流・入所サポート事業** ⇒地域と保育・教育施設同士の交流を通じ、園児の健全な育成を図ります。
新中期 政策群4 こども・子育て
 ・父親による育児をテーマとした親子参加型講演会の開催/絵本貸出の充実による、市立保育所の地域子育て支援の強化
- 健やか元気応援事業** ⇒区民の健康寿命の延伸と健やかな生活を目指し、生活習慣の改善につながる取組を進めます。
新中期 政策群6 高齢・長寿
 ・交通広告及び日常生活で立ち寄る施設等での健康啓発/いきいきふれあい南なんデーの開催
- 高齢者・障害者地域包括ケア推進事業** ⇒高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防や認知症対策に取り組むとともに、地域生活支援や、権利擁護・障害者理解の啓発等の施策を進めます。
新中期 政策群6 高齢・長寿
 政策群7 障害児・者
 ・かいご予防サポーターの養成と活動の充実/『みなみらいふ』デジタル版の作成と地図表示機能等の追加
- 地域福祉保健計画等推進事業** ⇒第5期南区地域福祉保健計画を推進するため、地域の福祉保健活動に関する広報啓発、関係機関との連携強化、地域活動団体への支援等に取り組みます。
新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ
 ・南区地域福祉保健計画推進会議の開催/スタートアップイベントの実施等による第5期計画及び地域の福祉保健活動に関する広報啓発
- 青少年育成事業** ⇒地域の青少年の健全育成を推進するため、活動団体への補助やボランティア活動を通じた地域交流等を行います。
新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ
 ・放課後児童育成事業所及び市立保育所におけるボランティア体験機会の提供/南区キッズデーの開催

安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくり

みなみ減災推進事業

新中期 政策群2 防災・減災

- ⇒災害時の「自助」意識向上、地域でともに助け合う「共助」、災害対応力向上のための「公助」に取り組みます。
- ・家族で気軽に買い物等で訪れる区内商業施設での防災啓発活動/外国籍等住民の防災意識向上のための多言語による防災啓発動画の制作

脱炭素行動普及啓発事業

新中期 政策群13 環境との共生

- ⇒横浜グリーンエキスポへの来場につながる期待感・高揚感の醸成、脱炭素行動の普及啓発、緑に触れる機会の創出等、脱炭素への区民の関心を高め、行動変容を促します。
- ・横浜グリーンエキスポの機運醸成/慶應義塾大学と連携した小学生向け出前講座の実施

地域で守ろう私の安全安心事業

新中期 政策群1 毎日の安心・安全

- ⇒「安全で安心して暮らせるまちづくり」のために、交通安全対策や防犯活動支援等を行うとともに、地域での意識を高める啓発を実施します。
- ・中学生・高校生向け自転車マナーアップ教育の実施/自治会町内会への防犯物品の種類や金額の拡充による地域の安全対策の強化

みなみチャレンジごみ減量事業

新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ

- ⇒横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画）の削減目標に向け、区民・事業者・区役所が目標を共有し、協働のもと、ごみの発生抑制と減量化を進め、きれいな街づくりを推進します。
- ・プラスチック対策や食品ロス削減を中心とした啓発活動

食とくらしの衛生支援事業

新中期 政策群13 環境との共生

- ⇒食品衛生、衛生害虫等の駆除、ペットの飼育マナー向上等について啓発します。
- ・イベント事業者に向けた食品衛生管理の推進/屋内のねずみ、衛生害虫等に関する相談対応/ペット同行避難に関して地域防災拠点や飼い主への啓発

地域の皆さまとともに歩む区づくり

みなみ多文化共生推進事業

新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ

- ⇒区内在住の外国籍等住民と地域社会がともに暮らしやすくなる情報提供や生活相談等を行います。
- ・生活ガイダンスや多文化交流会を通じた外国籍等住民が地域とつながる取組の実施/外国籍等の養育者の子育て支援のため、通訳を配置した赤ちゃん教室の開催

地域の力応援事業

新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ

- ⇒地域人材の発掘・育成や地域活動の好事例の発信、地域の実情に応じた取組の支援を行い、区民主体の地域運営を進めます。
- ・地域活動発表会・交流会の開催/地域の課題を深掘り・解決を支援する講座（課題解決応援講座）の開催

自治会町内会支援事業

新中期 政策群8 暮らし・コミュニティ

- ⇒自治会町内会との連携を強化し、地域コミュニティの維持・活性化を図る自治会町内会活動を支援します。
- ・シニア世代に向けた加入促進/加入促進に取り組む自治会町内会での伴走支援

区役所等運営事業

- ⇒区役所利用者の利便性向上や庁舎環境を整備します。
- ・戸籍課及び保険年金課の窓口混雑状況の区HPへの掲載/メールやLINEによる受付呼出通知サービスの提供

広報事業

- ⇒区民生活防災マップを発行し、転入者へ配付するとともに、ウェブサイトへ掲載します。また、南区に関する各種統計資料をまとめた統計概要を発行します。
- ・既存のPRボックスの仕様を見直し、区内地下鉄駅に設置/「統計で知るみなみ」の発行

「デジタルプラットフォーム」を活用した南区での意見募集【依頼】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、南区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区連合町内会長】

ご承知おきください。

【地区連合自治会町内会長】

地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【自治会町内会長】

定例会等で情報提供及び、掲示板等へのチラシの掲示をお願いします。

3 南区での意見募集の概要

(1) 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)10:00～6 月 30 日(火)23:59

(2) テーマ

ア メインテーマ

「南区に関するご意見・アイデア」

イ サブテーマ

「地域での防犯力を高めるための身近な工夫やアイデア」

(3) ご意見・アイデアの投稿先

<http://inwl.office.ycan/b/sh/kochosodan/dp/>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。

4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

5 参考資料

チラシ



区政推進課広報相談係

担当 長友、長船

電話 341-1112 /FAX 341-1241

メール mn-hpkusei@city.yokohama.lg.jp

あなたのご意見・アイデアで 南区をもっと良くしませんか?

お住まいの南区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」というようなことをデジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください！
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。
さらに南区では、**地域での防犯力を高めるための身近な工夫やアイデア**もお待ちしております！



南区マスコットキャラクター
みなっち

参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。
サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。
同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2026
6.1 (月) 10:00 ~ **6.30** (火) 23:59

お問合せ

- ▶ 区役所での意見募集について

市民局区政イノベーション推進課 Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

- ▶ 意見募集プラットフォームについて

市民局広聴相談課 Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

- ▶ 南区役所の事業について

南区役所 区政推進課
1階1番窓口 Tel : 045-341-1112 Fax : 045-341-1241



「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

横浜市

18歳まで、ずっと安心。

令和8年6月から
18歳まで
医療費 0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】 横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)
電話: 045-900-6760 / FAX: 045-411-5855
(8月31日 受付終了)

（※1）新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
 - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
 - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- *一部、助成の対象とならない場合もあります。

（※2）医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

18歳まで

医療費

ゼロ

0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

書類 番号	15
----------	----

南保発第2号
令和8年5月20日

地区連合自治会町内会長 各位

社会を明るくする運動南区推進委員会
委員長 吉井 肇

第76回「社会を明るくする運動南区推進大会」の
ご出席のお願いとチラシ掲示依頼について

時下、ますます益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より更生保護活動に対し格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、本年も法務省主唱、「社会を明るくする運動」を全国各地で展開する時期となりました。

南区では貴会のご協力の下、「罪を犯した人の更生を願い、犯罪の無い社会を目指して地域ぐるみで考える」機会として、平成25年度より「南区推進大会」を開催しております。

つきましては、地域の皆さまへの本大会の周知にご協力を頂きますとともに、お忙しい事と存じますが大会へのご出席をお願い申し上げます。

なお、各自治会町内会におかれましては、チラシの掲示にもご協力を頂きますようお願い申し上げます。

記

日時：令和8年7月5日（日）午後1時30分より

会場：南公会堂

内容：別紙チラシ

<問い合わせ> 南保護司会・南区更生保護女性会
事務局（南区社会福祉協議会）

担当：田邊・西村 電話：260-2510

第76回社会を明るくする運動 南区推進大会

地域のチカラ

～犯罪のなみ 明るく社会を～

◇日時：令和8年7月5日（日）

午後1時30分より

◇会場：南公会堂 みなみん



◇内容：1部 式典「社会を明るくする運動」

標語優秀作品表彰 中学校の部／小学校の部

2部 イベント交流（順不同）

・藤の木小学校

・藤の木中学校



皆様のご参加
お待ちしております!!

主催：杜明運動南区推進委員会／南保護司会／南区更生保護女性会

後援：横浜保護観察所／南区役所／南区連合町内会長連絡協議会／南警察署
南区小・中学校長会／南区社会福祉協議会／薬物乱用防止指導員協議会

お問合せ：南保護司会・南区更生保護女性会 事務局（南区社会福祉協議会）

【担当】田邊、西村 電話 045-260-2510

令和8年5月20日

各連合町内会長 様

南区スポーツ協会
会長 根本 守

令和8年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願いについて

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月29日（金）午後7時30分より、総会を開催し、令和7年度事業報告等及び令和8年度事業計画等について審議し、活動を開始する予定です。

つきましては、令和8年度事業を円滑に行うため、例年同様、地域会費を御納入いただきたくよろしくお願い申し上げます。

- 1 金 額 一世帯あたり 30円
(令和9年度より40円とさせていただきます)
- 2 納入方法 各連合町内会単位での一括納入をお願いいたします。
納入方法につきましては、各連合町内会と相談させていただきます。
- 3 納入期限 7月31日（金）までをお願いします。

※ 依頼文・令和8年度地域会費目安額・令和7年度南区スポーツ協会決算書を各自治会町内会長にお送りします。

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和8年5月20日

各自治会町内会長様

南区スポーツ協会
会長 根本 守

令和8年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月29日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、『みなっちスポーツフェスタ』『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。

つきましては、令和8年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、7月31日（金）までに御納入くださいますようお願いいたします。

1 納入方法

令和5度より連合町内会単位での納入をして頂いております。南区スポーツ協会より各自治会町内会への請求は行っておりません。連合町内会への納入方法は各連合町内会の事情にお任せをしています。

2 目安額

「各自治会町内会の加入世帯数×30円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和8年度地域会費目安額」を御参照ください。

（令和9年度より40円とさせていただきます）

（封入物）

- 1 令和8年度地域会費目安額
- 2 令和7年度南区スポーツ協会決算書

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和8年5月20日

自治会町内会長 様

南区文化祭実行委員会
委員長 大竹 多喜男

第51回 南区文化祭
出演・出展団体募集に伴うチラシ掲示について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区文化祭の開催にあたり、多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当文化祭は、地域で文化活動を行っている団体の発表の場及び区民の皆様には様々な文化に触れていただく場として開催しております。

については、より多くの団体の皆様に周知いたしたく、出演・出展団体募集チラシの掲示をお願いいたします。

- 1 配布資料
南区文化祭 出演・出展団体募集チラシ
- 2 掲出希望期限
令和8年6月30日（火）まで

（問合先）南区文化祭実行委員会事務局
（南区地域振興課区民活動推進係）
担当 古尾谷・市川・三好
電話 341-1238／FAX 341-1240
Eメール mn-bunka@city.yokohama.lg.jp

七巻祝五下
～みんなで創る
みんなの文化祭～



第51回

南区文化祭 参加団体募集

南区文化祭で、日頃の成果を発表したい団体を募集します！

区民ステージ

10月31日(土) 12時から16時(予定)
みなみん(南公会堂)
舞踊・ダンス・演奏など

フラ★フェスタ

11月1日(日) 12時から16時(予定)
みなみん(南公会堂)
フラダンス、フラ演奏

区民創作作品展・茶席

10月31日(土)～11月1日(日)
11時から16時(予定)
南区役所1階多目的ホールほか
絵画、書、手工芸、ワークショップ、
茶席など

募集概要

参加費:1団体 5,000円

申込方法:募集要項をご確認のうえ、申込書
または南区文化祭ウェブページ
からお申し込みください。

募集要項:区役所、区内地区センター等公共
施設で配布。
または、南区文化祭ウェブページ
からご覧いただけます。

締切: 6月30日(火) 必着

南区文化祭ウェブページ▶



主催: 南区民まつり運営委員会 運営: 南区文化祭実行委員会 共催: 南区役所

問合せ先: 南区文化祭実行委員会事務局 (南区地域振興課区民活動推進係) Tel:045(341)1238 Fax:045(341)1240

南区区連会承認第7号 掲示期間: 令和8年6月30日まで